

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の目的・改訂の趣旨

本市は、1992年（平成4年）10月10日の体育の日にスポーツ健康都市宣言を行い、「スポーツと健康づくりを通じて、からだと心を鍛え、活力あふれるまちづくりをめざす」という理念を柱に、スポーツの普及・振興を図ってきました。

2005年（平成17年）3月には、スポーツ振興法に基づく、スポーツの振興に関する計画として「函館市スポーツ振興計画」を策定し、市民だれもが生涯を通じ、健康を守り、スポーツに親しむことができ、夢と感動に満ちたスポーツの振興を図るため、中長期的な視野に立ったスポーツ振興施策を展開してきました。

この間、ライフスタイルの多様化や高齢社会の進展にともなう、生涯スポーツや健康づくりへの関心の高まりとともに、スポーツを通じた生きがいづくり、地域の活性化、大規模スポーツ大会やスポーツ合宿の誘致による人的交流など、より多岐にわたる役割がスポーツに求められるようになりました。

このようななか、国においては、2011年（平成23年）6月に、日本スポーツの根幹であった「スポーツ振興法」を全部改正した「スポーツ基本法」を制定し、2012年（平成24年）3月には、新法に基づくスポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を策定し、我が国における今後のスポーツ推進の基本方針を示したところです。

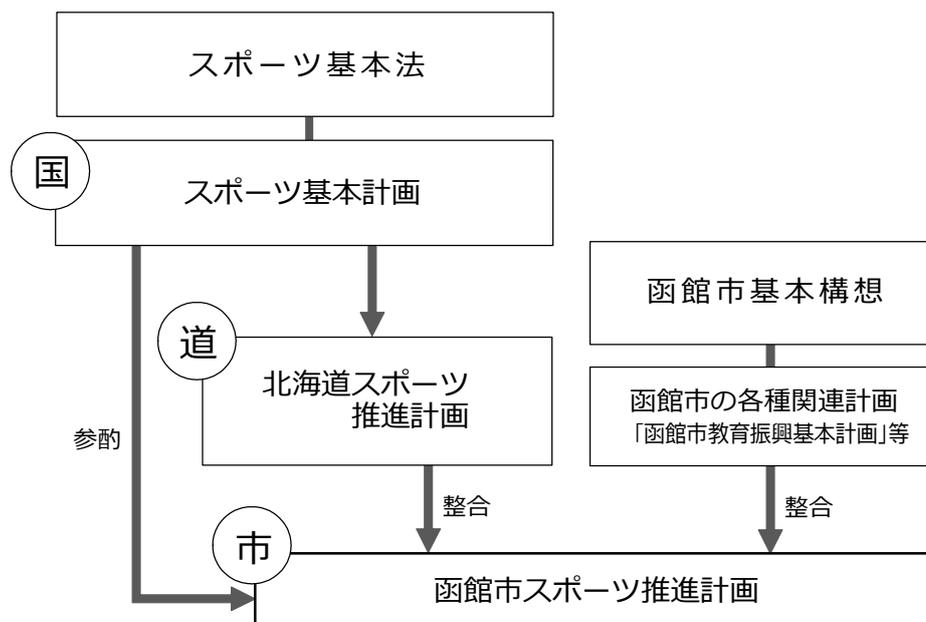
また、北海道においては、2013年（平成25年）3月に、前計画である「第二次北海道スポーツ振興計画」を見直し、「北海道スポーツ推進計画」を策定したところです。

本市においても、スポーツ基本法に基づき、2018年（平成30年）3月に今後の函館市のスポーツ推進の基本的な方向性を示す「函館市スポーツ推進計画」を策定しましたが、新たな視点を取り入れるとともに、その後のスポーツを取り巻く環境の変化などを踏まえて、今般、同計画を改訂します。



第2節 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条に基づく地方スポーツ推進計画として位置付け、「函館市基本構想」ならびに「函館市教育振興基本計画」をはじめとする本市の各種関連計画等との整合を図りながら、今後の本市におけるスポーツに関する施策を推進するための計画として策定するものです。



第3節 計画期間

本計画は、2018年度から概ね10年間を計画の期間とします。また、計画の推進状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

第4節 本計画とSDGs

SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、全ての国際連合加盟国が2030年（令和12年）までに取り組む行動計画として、17の目標と169のターゲットが掲げられ、我が国では、2016年（平成28年）に「持続可能な開発目標実施指針」を決定し、様々な分野で取組が進められています。

本計画は、SDGsのめざす目標とその方向性を同じくするものであり、計画の推進にあたっては、SDGsの視点を踏まえて取り組むこととします。

